

政治資金規正法における政治団体の要件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年一月三十一日

櫻井 充

参議院議長 斎藤 十朗 殿

政治資金規正法における政治団体の要件に関する質問主意書

自治省選挙部編の「政治活動の手引」の中に、政治資金規正法に関する問答がある。その中には、
問 自らは政治的キャンペーン等の活動を行うことは、およそ目的とせず、また実際にも何らの活動をしな
いで、政治家のために資金上の援助をすることのみを目的とし、かつ、これのみをする団体は、「政治団
体」に該当するか。

答 該当しない。
とある。

しかしながら、平成十一年十二月九日の参議院予算委員会で、私の質問に対する自治大臣の答弁は、自治
省としては政治団体の届出は受理するが、その中の実態を調査することはない、その権限は持っていないと
いうものであった。

政治資金規正法を管轄し、届出の認定をし、手引書を出している自治省に権限がないのはなぜか。もしな
いとすれば、自治省はなぜこのような手引を出すことができるのか。また、自治省に権限がないのであれ
ば、どこにその権限があるのか。

右質問する。